

## 6 移動支援

### 鉄道運賃の割引

○割引を受けるには

割引を受けるためには、精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社運賃減額区分が記載されていることが必要です。記載を希望される方は、障がい福祉課、西部福祉課、こども福祉課のいずれかへお越しください。

また、有効期限が切れた手帳や写真が貼付されていない手帳については、割引が適用されませんのでご注意ください。

○割引区分 第1種は障害等級が1級の方。第2種は障害等級が2級または3級の方。

○利用方法 手帳を呈示して駅の窓口で購入してください。

○お問い合わせ 割引条件等の詳細はJRに直接お問い合わせください。また、私鉄等の割引についても各鉄道会社にお問い合わせください。

### 国内線航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する方は、航空運賃が次のとおり割引されます。

要件	割引対象者
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が単独、または介護者とともに搭乗する場合	本人、介護者

○対象空路 国内線定期航空路の区間(年齢制限や割引対象者等適用条件の詳細については航空会社ごとに取扱いが異なる為、各航空会社にお問い合わせください。)

○利用方法 障がい者手帳を航空会社の窓口呈示して購入してください。

## バス運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は次のとおり割引されます。

区分	適応範囲	割引率
普通乗用車	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引

- 適用範囲 割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性の認定は、各会社(または運転手)の判断によります。
- 利用方法 乗降車時に運転手に障がい者手帳を呈示し、割引料金を支払ってください。
- その他 上記割引内容は、バス会社によって扱いが異なります。  
回数券の購入・使用方法、高速バスの割引についてなど、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

## タクシー運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。

(相乗りする場合も、障害者が乗車する区間については、割引対象となります。)

- 割引 1割引
- 適用範囲 該当要件はタクシー会社ごとに異なるため、ご利用の際は事前にお問い合わせください。
- 利用方法 必ず乗車後すぐに、運転手へ障がい者手帳を呈示してください。  
(注)料金精算時では対応できないことがあります。

## 福祉 100 円バス事業(パス券交付)(市の制度)

障がい者手帳をお持ちの方、難病の方は、福祉 100 円バス乗車パス券により松本市内のバス路線および上高地線電車を1乗車 100 円で乗車できます。

- 対象路線 (1)市内の生活バス路線(高速バス等を除く)  
(2)上高地線電車(JR電車は使用できません)  
(3)新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区管内の対象者のみ
- 利用方法 (1)パス券を乗務員や駅員に提示して運賃を支払ってください。  
(2)市内バス路線、上高地線電車は 100 円で全路線乗車できます。  
(3)市外バス路線は、市内区間は 100 円、市外区間は実費負担となります。  
(4)介護者割引については、鉄道運賃、バス運賃割引のページをご参考ください。
- 注意事項 (1)対象者はパス券所持者のみで、介助者は 100 円になりません。  
(2)バスを利用する時は、必ず現金でお支払いください。(現金以外で支払う場合は、事業の対象になりません。)
- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の方については診断名のわかるもの(特定医療費(指定難病)受給者証、診断書等)、顔写真(縦3cm×横2.5cm)
- 窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111  
(70 歳以上の方)高齢福祉課 電話 34-3214 FAX34-3016

## 障がい者の上高地通行許可

自力でバス、タクシーの利用ができない常時車いす利用の障がい者等が、自家用車等で上高地バスターミナルまで乗り入れることを許可するものです。

- 要件 松本警察署へ出向いての、障がい者本人の身体状況の確認によります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- 窓口 松本警察署 電話25-0110(代) FAX26-7984

## 信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

障がい者等用駐車区画を適正利用できるように、障がい者の方、高齢者の方、妊産婦の方等に利用証(パーキング・パーミット)を交付します。利用証には有効期限があり更新が必要になります。

区分		交付基準	
身体障がい者	視覚障がい	身体障害者手帳 4級以上の者	
	聴覚障がい	身体障害者手帳 3級以上の者	
	ろうあ	身体障害者手帳 3級以上の者	
	平衡機能障がい	身体障害者手帳 5級以上の者	
	肢体不自由	上肢	身体障害者手帳 2級以上の者
		下肢	身体障害者手帳 6級以上の者
		体幹	身体障害者手帳 5級以上の者
		脳原性	上肢機能
	移動機能		身体障害者手帳 6級以上の者
	内部障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・肝臓)		身体障害者手帳 4級以上の者
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		身体障害者手帳 4級以上の者	
知的障がい者		療育手帳所持者 A1、A2	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳 1級の者	
発達障がい者		歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者	
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者	
その他けが人または病気等の者		けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	
高齢者		要介護1以上の者 (窓口:高齢福祉課)	
妊産婦		母子健康手帳の取得者 ※産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る (窓口:健康づくり課)	

○持ち物 障がい等の分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、受給者証等)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7111

○郵送の場合

・宛先 〒380-8570(住所記載不要)

長野県 地域福祉課 信州パ°キングパ°ミット制度担当

電話026-232-0053 FAX026-235-7172

・提出書類 申請書、障がい等の分かる書類(障がい者手帳、受給者証等)の写し、返信用切手(180円)

## 松本市自転車駐車場(有料)の減免

障がい者手帳をお持ちの方は、有料自転車駐車場の定期使用にかかる費用が減免になります。(注)一時利用の場合は対象外

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

○対象駐車場 (1)松本駅北自転車駐車場  
(2)松本駅アルプス口自転車駐車場

○窓口 自転車推進課 電話34-3245 FAX34-3202

## 駐車禁止規制の適用除外

障がい者手帳等をお持ちの方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。

○要件 障がい者手帳の障がい等級・程度により要件等が定められております。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、車検証および免許証の各写し

○窓口 松本警察署 電話25-0110(代) FAX26-7984